

令和3年度 岩手県認知症介護実践リーダー研修実施要領

1 目的

認知症介護実践リーダー研修は、ケアチームにおける指導的立場として実践者の知識・技術・態度を指導する能力及び実践リーダーとしてのチームマネジメント能力を修得することを目的とします。

2 実施主体 岩手県

3 研修実施機関 公益財団法人いきいき岩手支援財団

4 受講対象者

次の要件を全て満たす者

- (1) 岩手県内の介護保険施設・事業所(居宅介護支援事業所を除く)等に従事する介護職員のうち、介護実務経験が5年以上の者
- (2) 認知症介護実践者研修または痴呆介護実務者研修基礎課程を修了し、1年以上経過している者
- (3) 介護現場において認知症介護の実践リーダーの立場にある者、またはリーダーを補佐し次にリーダーとなる予定が具体的にある者
- (4) 自施設での実習(4週間)に取り組むことが可能であり、職場全体で理解し、協力できる施設・事業所の者

※ 9日間の研修受講後、受講者が所属する事業所等で、特定のスタッフ(実習協力者)に対して、認知症ケアに関する人材育成の実習を行います。

※ 各施設・事業所等の長の方は、自施設実習の研修効果を高めるために、勤務シフト調整等、研修受講者に対する特段の御配慮をいただくとともに、実習への御協力ならびに他の介護職員等への周知をお願いいたします。

※ 本研修は、指定認知症対応型共同生活介護事業所を短期利用させるための要件として、受講が義務付けられています。

5 受講定員 55名程度

6 研修日程・内容及び会場

(1) 研修日程(詳細は別紙日程表のとおり)

講義・演習(9日間)	自施設実習	まとめ(1日間)
8月24日(火)~26日(木)、 9月9日(木)~10日(金)、 10月19日(火)~22日(金)	4週間	11月26日(金)

(2) 会場 盛岡市勤労福祉会館 5階大ホール(盛岡市紺屋町2-9)

7 受講料(資料代含む) 25,500円

※ 徴収方法については受講決定通知でお知らせします。

研修に係る駐車料金、交通費、宿泊費等は自己負担とします。

また、受講料納入後にキャンセルした場合や、遅刻等で修了証書が交付されなかった場合は、受講料の返金はいたしません。

8 受講申込

(1) 申込方法

別添の**受講申込書**に必要事項を御記入のうえ、次の申込み先まで郵送または直接お申込みください。

ア 指定要件(認知症対応型共同生活介護事業所の短期利用)のため、本研修の受講が義務付けられている者 ※ 市町村の推薦が必要です。
申込み先：事業所を管轄する**市町村の介護保険担当課**(地域密着型サービス指定担当課)

イ ア以外の者
申込み先：〒020-0015 盛岡市本町通3-19-1 3階
(公財)いきいき岩手支援財団 公表・研修課 認知症研修担当あて

(2) 申込締切 **5月10日(月) 必着**

(3) その他

ア **認知症介護実践者研修又は旧基礎課程の修了証書の写しを、必ず添付してください。**

イ 介護実務経験は、基準日：令和3年4月30日までの実務期間を御記入ください。

ウ 提出書類に不備・不足があった場合、又は、締切を過ぎた場合は受理できません。

エ 本研修の令和2年度途中辞退者のうち、今年度の受講を希望する方は、お手数ですが再度お申込みください。

9 審査・選考

(1) 審査

「**4 受講対象者**」の要件を満たさない場合は、受講対象外となります。

(2) 選考

受講申込者数が定員を超えた場合、次の基準により受講者を選考のうえ決定します。

ア 受講が義務付けられた者を優先します。

イ 事業所ごとに**原則1名**とします。

ウ 認知症介護実践者研修修了後、介護業務期間が長い者を優先します。

エ 上記ウが同じ場合は、介護実務期間が長い者を優先します。なお、介護実務期間も同じである場合は、年齢が高い者を優先します。

10 受講者の決定

受講の可否については**研修開始1ヶ月前まで**に受講申込者あて通知します。

11 修了証書の交付

本研修は厚生労働省老健局長通知(平成18年3月31日付け老発第0331010号)に基づいて実施し、全科目を履修した者に岩手県知事名の修了証書を交付します。

12 その他の注意事項等

(1) 災害等やむを得ない事情により研修が中止、延期、時間変更となる場合があります。その場合の連絡は、下記ホームページでお知らせします。

(2) 受講者は審査・選考を経て決定されますので、受講決定後に受講者を変更することはできません。

(3) 受講決定後、受講できなくなった場合は、次点の者を繰り上げ決定することになりますので、速やかに御連絡をお願いいたします。

(4) 欠席や遅刻等により未履修の科目が生じた場合は、修了証書を交付できません。

(5) 長期間にわたる研修ですので、実習を含めて全日程受講できることを確認のうえお申込みください。

(6) 申込書に記載された個人情報、受講者の決定、受講者名簿及び修了証書の作成など、研修事業の円滑な運営のために使用します。

【問合せ先】 〒020-0015 盛岡市本町通3-19-1 3階
(公財)いきいき岩手支援財団 公表・研修課 認知症研修担当あて
TEL：019-629-2300 FAX：019-625-7494
ホームページ：<http://www.silverz.or.jp/>